

笠間市自転車の安全利用に関する条例(案)について

1. 現況と課題

条例制定の背景

自然豊かな本市においては、自転車は身近な交通手段として幅広い年齢層に利用されており、環境にやさしく経済的で健康にも良いことなどから、市内でもサイクリングイベントを開催するなど、今後も自転車利用者は増加すると見込まれます。

近年、自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど自転車の事故に対する社会的な責任の重みが増してきている状況にあります。自転車と歩行者の事故において、自転車側に過失があり歩行者に重篤な傷害を負わせ、その損害賠償額が高額になる事例もあり、その損害賠償に備えた保険加入の必要性が高まっています。

自転車については、道路交通法上は軽車両として扱われ、違反した場合は罰則等の規定が適用されていますが、車両の整備や運転マナー等に関しては特に規定する法律がなく、自転車事故での高額な損害賠償判決が相次いだことを受け、自転車保険の加入を義務化するなど、自転車の安全利用をはかるための条例を整備する自治体も増えてきております。このような条例を一般的に「自転車のマナー条例」といわれており、当該自治体内で自転車を利用するのが一般的ですが、例えば、義務化されていない茨城県(自転車のマナー条例未制定)の住民が、義務化されている埼玉県で自転車に乗る場合は、自転車保険の加入が義務付けられることとなります。

第10次笠間市交通安全計画に基づき様々な自転車の交通安全施策を実施しておりますが、残念ながら朝夕の通勤通学時間帯をはじめとして、自転車の危険な走行が歩行者や自動車の交通の安全を損ねている状況が多く見られます。

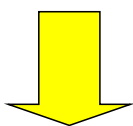
こうしたことから、自転車の安全利用を促進していくため、本条例(案)の制定を目指しています。

2. 条例の概要

① 条例の目的

《第1条》

- ◆ 身近な交通手段である自転車の安全かつ適正な利用を推進するため、自転車の安全利用に関する施策を総合的に推進します。
- ◆ 地域社会における自転車の交通安全を推進し、市民等、事業者や関係機関等及び市の責務を定めます。



市、市民等、事業者及び関係機関等が自転車の安全適正利用の取組を協働して展開します。

効果

- 自転車に関する交通事故の未然防止につながります。
- 自転車の秩序ある利用につながります。
- 自転車を安全で安心して利用できる環境づくりにつながります。



② 市民等、事業者、関係機関・団体、市の責務

【市民等】

《第5条, 第11条》

- 自転車の安全利用について理解を深め、自転車関係法令を遵守します。
- 地域等において、自転車の安全利用に関する取組を実施します。
- 市の施策への協力に努めます。

【事業者】

《第8条①, 第11条》

- 従業員への事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に係る啓発や、点検・整備の必要性に関する教育をします。
- 市の施策への協力に努めます。

【関係機関・関係団体】

《第12条》

- 市民等が自転車の安全適正利用に関する理解が深まる取組を自主的・積極的に実施します。
- 市の施策への協力に努めます。

【市】

《第3条》

- 関係機関及び関係団体と連携協力し、自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策定・実施します。

※関係機関とは…自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。

※関係団体とは…交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体(自治会その他地域的な共同活動を行う団体を含む)をいう。

③ 自転車の安全利用に関する取組

【自転車利用者】

《第4条》

- 自転車の交通ルールを守ります。
また、自転車駐車場以外の場所へ放置することのないよう努めます。
- 自転車の点検・整備、また、防犯登録などの盗難防止対策をします。

【保護者】

《第6条①④》

- 子どもや高齢者等へのヘルメットの着用など、自転車の安全な乗り方を指導・助言します。



【自動車等の運転者】

《第7条》

- 自転車利用者への配慮をします。
(自転車の側方を通過するときは安全な間隔を保つか徐行します。)



【自転車販売業者・貸出業者】

《第9条》

- 自転車の点検整備や、自転車利用者に安全利用の注意を促します。
自転車購入者に、自転車事故の保険等の情報提供など、加入を勧奨します。

【学校・市】

《第3条①, 第10条》

- 交通安全教育や啓発活動、自転車の安全利用に関する情報提供などをします。また、自転車事故の保険等に関する情報の提供などをします。

④ 自転車事故の保険等の加入義務

【自転車利用者】

《第4条④》

- 自転車利用者が被保険者となる自転車事故の保険等の加入が義務化されます。

【保護者】

《第6条③》

- その監護する未成年者が利用する自転車事故の保険等の加入が義務化されます。

【自転車貸出業者】

《第9条④》

- 自転車事故の保険等の付いた自転車の貸付が義務化されます。

【事業者】

《第8条②》

- 事業活動で従業員等が自転車を利用する際の自転車事故の保険等の加入が義務化されます。

※自転車事故の保険等とは・・・自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を保障するための保険又は共済をいう。

3. 参 考

① 高額賠償事例一覧

賠償額	概 要
約9,500万円	自転車に乗った小学生が歩行中の高齢女性に重傷を負わせ、小学生の母親が監督責任を問われた(2013年 神戸地裁判決)
約4,700万円	脇見運転の自転車が歩行者との衝突を回避できず、歩行者は死亡(2014年 東京地裁判決)
約4,000万円	無灯火の自転車が交差点で、出会い頭に前照灯をつけた自転車と衝突し、前照灯をつけていた側が重傷(2015年 東京地裁判決)
約1,600万円	高校生の自転車が歩道上で高齢女性をはね、脚の骨を折った女性は障害が残った(2017年 大阪高裁で和解)

② 事故の相手方を保障する自転車保険の主な種類

自転車保険の種類	保険の概要
【個人賠償責任保険】自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
【個人賠償責任保険】自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
【個人賠償責任保険】火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
【個人賠償責任保険】傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
【団体保険】会社等の団体保険	団体の構成員向け保険
【団体保険】PTAの団体保険	PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付帯保険	自転車安全整備店で自転車の点検整備を受けると車体に付帯される保険
クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯した保険

③ 茨城県内の自転車加害者となった事例

つくば市	スマートフォンを見ながら自転車を運転した大学生(19歳)が歩行者(62歳)をはねて死亡させた。(2018年6月午後8時45分)
坂東市	歩道を自転車(ライト未装着車)で走っていた県立高校生(17歳)が歩行者(69歳)と衝突し、意識不明の重体となり翌月死亡した。(2018年4月8日夜)

④ 笠間市内の自転車関連した事故

年	発生件数	死者数	負傷者数
25	23	1	22
26	39	1	38
27	26	1	25
28	25	1	24
29	32	0	32

※ 死者数はすべて自転車と自動車の衝突事故によるものであり、自転車利用者が加害者になっているものはありません。

⑤ 茨城県内の自転車マナー条例制定状況

自治体	条例制定状況	義務付け
茨城県	検討中	
つくば市	つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	努力義務
取手市	取手市自転車安全利用条例	努力義務

4. 施行予定日

2019.10.1

笠間市自転車の安全利用に関する条例

Q. なぜ、条例にするの？

A. 市民の皆さま、事業者、交通安全団体、市等が一体となって、市民運動として取り組む気運を高め、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、市、事業者、市民等といった自転車利用者に関係する者の役割を明らかにして、それらの取組を推進することで、歩行者、自転車等が安全に通行し、市民が安心して暮らすことができる社会を目指して条例を策定します。

Q. 条例が策定されると何が変わるの？

A. 自転車利用者、保護者、事業者、自転車販売業者等に責務が課されます。損害賠償保険の加入とともに、交通ルールや交通マナーの遵守等、家庭における子どもや高齢者等への指導・助言等、自転車の安全で適正な利用に関する取組をしていただきます。

Q. なぜ、保険の加入が義務化されるの？

A. 小学生が運転する自転車と歩行者の事故で、自転車側に過失があり約9,500万円の損害賠償責任が保護者に課せられた事例【平成25年7月神戸地裁判決】もあり、被害者の確実な救済と併せて、加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担の軽減を目的とするほか、加入することにより事故の危険性を再認識していただき安全な利用を促すことになると考えております。

Q. 自転車保険に入らないとどうなるの？

A. 「義務化」といっても加入していなくても罰せられることはありませんが、義務を怠ったり、迷惑行為が原因で事故を起こした場合、過失の認定に影響を及ぼす可能性があります。保険には様々なタイプがありますので、自転車専用の保険に加入していなくても、一般的な傷害保険や家族の保険特約などでカバーできる場合があります。もう一度自身の保険加入状況を確認していただき、自転車事故の損害賠償保険等に対応している保険の加入が必要となります。

Q. ヘルメット着用にはどのような効果があるの？

A. 自転車利用中の交通事故では、致命傷として頭部損傷の割合が高いことがあげられています。公益財団法人交通事故分析センターの分析では、ヘルメットを正しく着用することにより、頭部損傷による死者の割合は、おおよそ1/4に低減されるとの報告もあります。